

<認知症対応型共同生活介護>

【令和7年4月1日現在】

事業所名	新豎縁（グループホーム）		
事業の種類	（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業	介護保険事業所番号	第1790100331号
事業所の所在地	石川県金沢市茨木町64番地		
	076-260-1411	管理者	東川 洋子
	併設型		
運営方針	法人の経営理念である「居甲斐の構築」を実現することを基本に、ご利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえた適切な介護サービスを提供します。また、利用者一人ひとりの人格を尊重し、食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフが共同で行うことで利用者がそれぞれの役割を持ち、家庭的で落ち着いた雰囲気の下で生き生きとした生活が送れるように支援します。		
サービス内容	介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。		
	ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護		
	イ. 日常生活上の世話		
	ウ. 日常生活の中での機能維持訓練		
	エ. 相談、援助		
実施単位数	利用定員	12名	
営業日、営業時間	営業日：24時間365日		
事業の実施地域	金沢市		
従業者の職種、員数	管理者1名、計画作成担当者兼介護職員2名、介護職員14名		
事故発生及び緊急時の対応について	サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。また、市町村及び当該利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。サービス提供中にご利用者の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかにご利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。		
苦情相談窓口	窓口：新豎縁相談室		
	担当者：東川 洋子（管理者）		
	連絡先：076-260-1411		
第三者評価の実施状況	実施の有無（ ☒ 有）（ ☐ 無） 評価（直近）年月日：令和6年2月28日 評価機関：エイ・ワイ・エイ研究所 開示の有無（ ☒ 有）（ ☐ 無）		
利用料	□は介護保険給付対象であり、地域区分にて1単位10.14円を乗じた金額表示であります。 なお、負担の1割を記載しています。（2割負担の方は、2倍の負担、3割負担の方は、3倍の負担となります。） □介護サービス費（1日あたり） 要支援2：749円（2割：1,498円）要介護2：788円（2割：1,576円）要介護4：828円（2割：1,656円） 要介護1：753円（2割：1,506円）要介護3：812円（2割：1,624円）要介護5：845円（2割：1,690円） □初期加算（1日あたり）：30円（利用開始日から30日間） □医療連携体制加算Ⅰ（1日あたり）：37円 □医療連携体制加算Ⅱ（1日あたり）：5円 □サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日あたり）：22円 □退居時相談援助加算（1回のみ）：406円（条件を満たした場合に個別徴収） □退去時情報提供加算（1回のみ）：250円 □科学的介護加算（月に1回）：40円 ※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として、上記負担分の17.8%分が上乗せになります。 <実費負担分> ☆居住費（1日あたり）：2,500円 ☆食材料費（1日あたり）：761円 ☆光熱水費（1日あたり）：370円		
その他の費用	□おむつ代：実費 □その他日常生活費：行事参加 実費 ※本人がご自分だけの物として使われる物に関しては実費とします。 ※ご利用者の外泊や入院などでホームを利用されていない時は、介護保険負担分及び食材料費、光熱水費のご負担はありません。但し、居住費についてはご負担していただきます。		
サービス利用に関する留意事項	当ホームの利用するにあたり、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。 ・ペット、危険物等（銃・刀剣類）持ち込みを制限します。その他の物については個別に相談に応じます。 ・食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。その場合には、重要事項説明書に定める食材料費のご負担はありません。 ・金銭管理については基本的に自己管理となります。但し、ご利用者が管理できない場合、ご契約者の希望により日常の小遣い程度の金額をお預かりします。 ・面会時間：午前8時から午後8時（緊急時及び事前に連絡していただければそれ以外の時間帯も面会は可能です） ・外出・外泊は自由ですが、事前にお申し出ください。 ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 ・当事業所の職員や外の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 ・事業所内の指定された場所以外での喫煙はできません。		